農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

 　　高　畠　町

１　促進計画の区域

　　別紙地図に記載のとおりとする。

２　促進計画の目標

１．高畠・屋代地域

(1) 現況

　本地域は、山あいの一部地域や大谷地地帯を除けば、水田も基盤整備が行われており、水稲栽培を基幹として、果樹（ラ・フランス、ぶどうのデラウエアや大粒種のシャインマスカットなど）の栽培も盛んな地域である。

(2) 目標

　(1)を踏まえ、本地域では、水田地帯も多いことから、法第３条第３項第１号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第３号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮、及び農村環境の保全の促進を図ることとする。

　また、一部、急傾斜地も区域に含んでおり、同項第２号に掲げる事業も推進することで、地域の条件にあった多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

２．亀岡・糠野目地域

(1) 現況

　　　　本地域は、豊富な水資源を活用した稲作地帯であり、本県のブランド品種の『つ

や姫』の作付けが盛んであり、大豆や野菜の有機栽培も行われている地域である。

(2) 目標

　 (1)を踏まえ、本地域では、法第３条第３項第３号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。併せて、同項第１号に掲げる事業も併せて推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

３．二井宿・和田地域

(1) 現況

　　本地域は、宮城県境に位置する東部山麓に隣接する中山間地帯であり、水稲、果樹、酪農の複合経営の多い地域である。特定農山村地域や、振興山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。また、和田地区においては、従来から有機農業が盛んであり、環境に配慮した農業の取組みも盛んである。

 (2) 目標

　 (1)を踏まえ、本地域では、法第３条第３項第２号に掲げる事業を推進し、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を推進していく必要がある。また、同項第３号に掲げる事業を推進することにより、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式をさらに普及・拡大し、加えて同項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

３　法第６条第２項第１号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業 |
|  | 高畠・屋代地域 | 法第３条第３項第１号に掲げる事業及び同項第２号に掲げる事業、同項第３号に掲げる事業 |
|  | 亀岡・糠野目地域 | 法第３条第３項第１号に掲げる事業及び同項第３号に掲げる事業 |
|  | 二井宿・和田地域 | 法第３条第３項第１号に掲げる事業及び同項第２号に掲げる事業、同項第３号に掲げる事 |

４　法第６条第２項第１号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

　　設定しない。

５　その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

　　中山間地域支払等直接支払に関する基本方針を下記のとおり定めるものとする。

（１）対象地域及び対象農用地の基準

1）対象地域及び対象農用地の指定

　交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうち、イの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、１ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が１ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が１ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも、傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

　更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア　対象地域

(ア)　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第７２号）第２条第４項の規定に基づき公示された特定農山村地域：二井宿地区

(イ)　山村振興法（昭和４０年法律第６４号）第７条第１項の規定に基づき指定された振興山村地域：二井宿地区及び和田地区

　(ウ)　地域の実態に応じて山形県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が

不利な地域：屋代地区

イ　対象農用地

(ア)　急傾斜農用地については、田１／２０以上、畑、草地１５度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には、交付金の対象とする。

(イ)　自然条件により小区画・不整形な田

(ウ)　町長の判断によるもの

緩傾斜農用地については、田１／１００以上１／２０未満、畑８度以上１５度未満で、一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合、急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で、必要な一団の農用地。）又は、一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地から１００ｍ以内にあること。

（２）集落協定の共通事項

協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸

以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加

算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみ

なす。